〈法務研修セミナー 第50回報告〉

スポーツ紛争における調停の可能性

立教大学法学部 特任准教授

小 川 和 茂

スポーツ仲裁裁判所 (CAS) 調停人、カナダスポーツ紛争解決センター (SDRCC) 調停人

Paul Denis Godin

中京大学 教授

石 堂 典 秀

本セミナーは、わが国ではスポーツ調停制度がほとんど利用されてきていない現状において、諸外国では、調停制度がどのように活用され、どのような形の調停が行われているのか、スポーツ調停の可能性について議論することを目的に開催した。本セミナーは、Zoom にて2022年12月4日(日)午前9時~11時30分に行われた。講師をお願いした、小川和茂氏は、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)の専門員も務められており、さらにカナダのスポーツ紛争解決センター(SDRCC)にも勤務された経験もあり、造詣が深い。小川氏には、「カナダのスポーツ紛争解決センター(SDRCC)の概要:スポーツ調停の特徴」というテーマで、カナダのスポーツ紛争解決の仕組みについて解説をしてもらった。Paul Godin氏は、カナダの弁護士さんで、スイスのスポーツ仲裁裁判所(CAS)において調停人を務められており、さらにカナダのスポーツ紛争解決センター(SDRCC)でも長年調停人を務めている国際的には著名なメディエーターである(なお、彼の冒頭の挨拶(別紙スライド)は彼が暮らすカナダの原住民の方々への敬意の言葉から始まっている。これは彼の人柄を示すものといえる。)。Godin氏には、「スポーツ紛争におけるメディエーションの可能性」ということで、SDRCCの設立の経緯から実際の調停実務についてご報告いただいた。

【解題】

〇スポーツ紛争解決センター (SDRCC) について

カナダのスポーツ紛争解決センター (Sport Dispute Resolution Centre of Canada: SDRCC) は、連邦法に基づき、2004年に設立された。設立までの経緯については Godin 報告 (スライド 7、8)を参照頂きたい。カナダの身体活動およびスポーツ法 (Physical Activity and Sport Act of Canada)

の第10条は、SDRCC について次のように定めている。

「センターの使命は、スポーツコミュニティに a)スポーツ紛争に対する国内の裁判外紛争解決サービスを提供すること、および b)裁判外紛争解決に関する専門知識と支援を提供することである。

SDRCCでは、裁判外紛争解決サービスとして、仲裁、調停、紛争解決ファシリテーション (Resolution Facilitation: RF)、Med/Arb (調停から仲裁に移行)が提供されている。

RFとは、小川報告(スライド14)でも触れられているが、仲裁を行う前に、争点整理のような形で、調停が前置されているものである(SDRCC 規則によれば、RF は SDRCC が認定するメディエーターが行うものとされている)。ドーピング違反の事案などの一定の事案では、必置のもととされている。SDRCC によれば、「紛争解決ファシリテーションは、紛争に関与する当事者がより効果的にコミュニケーションを取り、合意に向けて取り組むことを可能にする支援プロセスです。解決ファシリテーターは中立的な「プロセスマネージャー」であり、その役割は、当事者が互いにより良いコミュニケーションをとり、友好的な和解を通じて紛争を解決するのを助けることです。そのような和解が不可能な場合、解決ファシリテーターは、当事者が紛争を解決するために SDRCCによって提供されるその他の選択肢を理解するよう支援します。」と説明されている。なお、RF は2006年に導入された制度である。

○スポーツ調停とは何か

ここでは、スポーツ調停の特徴について考えてみたい(なお、概念上、調停と欧米のメディエーションとは異なるとされるが、本稿では、便宜上、調停という言葉を用いることを予めご了解いただければと考える)。日本スポーツ仲裁機構(JSAA)によれば、「スポーツ調停(和解あっせん)手続とは、スポーツに関する紛争についての当事者間の話し合いの場に調停人が臨席し、公平な第三者として助言等を適宜することによって、当事者が円満な和解に迅速に至るようにあっせんする手続です。」と定義されている。一方、SDRCC規則では、「紛争解決の促進(Resolution Facilitation: RF)と調停は、拘束力のない非公式のプロセスであり、そこでは、各当事者は、スポーツに関連する紛争を解決する目的で、紛争解決ファシリテーター(RF)/調停者の支援を受けて、他のすべての当事者と誠実に交渉することを約束します。」(規則4.1)と定義されている。また、CASでは、「CAS調停は、スポーツ関連の紛争を解決するために、各当事者が相手方と誠実に交渉を試みることを約束する調停合意に基づく、拘束力のない非公式な手続きです。当事者は、CAS調停人によって交渉の支援を受けます。」(CAS調停規則第1条)と定義されているように、前者と後二者では、若干スタンスが異なるように思われる。JSAAの調停の特徴は、助言による調停(和解あっせん)であるのに対して、後者はあくまでも交渉の支援であり、文言上は、介入のあり方に違いがみられる(なお、小川氏からは、実質的には、同じであるとのご指摘を頂いた。)。

一方、三者の共通点としては、スポーツ紛争に「調停」という技法が適用されていると理解されている点であろうか。これら定義は、スポーツ調停の定義というよりも、「調停」の定義に近いといえる。では、スポーツ調停としての特殊性はあるのであろうか。

Godin 報告(スライド18)によれば、スポーツメディエーション固有のダイナミックスの存在について言及している。

- ・選手たちは、仲間である相手を傷つけることを避ける傾向がある。
- ・チームや団体内では共有化された目標がある。
- ・選手・コーチ・指導者は家族的な関係にあるため、敵対的な紛争を避ける傾向がある。
- ・代表選考など緊急性のある事案がある。
- ・「勝つか負けるか」というゼロサム構造がある。
- ・助成金の分配などどちらか一方という分配をめぐる利害関係の強いケースがある。
- ・選手によっては国際大会などで海外遠征中であったり、カナダでは州を跨ぐケースなどもあり、 時差の問題などもある。
- ・国際競技団体の決定など外部の決定が影響する場合がある。
- ・パブリック性 スポーツ選手は多くの人々の関心の的であり、内密にしていても外部に情報が漏れやすい環境にある。特に、現代社会は、SNSの普及によって内密に事を進めていくことが難しい。

そして、このようなスポーツ界の特殊性と調停が非常に親和的であるという指摘もある。

「調停は、アスリート、クラブ、およびスポーツ団体にとって非常に効率的な紛争解決メカニズムとなる可能性があります。調停は、アスリートの短い職業生活や、小さなスポーツの世界でビジネス関係を維持したいという願望など、スポーツ界の特殊性に対応することができます。」小さな緊密な集団での「平和的な解決」という点は調停の利点といえる。調停の利点については、小川報告でもその専門性、紛争解決にかる費用や解決の迅速性が指摘されているが、その他にも調停による当事者の関係を維持・修復する可能性が高い点が挙げられる。また、団体の名声や評判を気にする場合には、その秘匿性が守られる点で調停が優先される場合がある。

一方、調停にはいくつかの欠点も指摘されている。例えば、調停を行うことで必ず解決をもたらすという保証がないことである。すべての当事者が、共通の根拠を見つけるために譲歩する意図なしに調停プロセスに従事している場合、和解の可能性は低いとされている。ただ、全く調停が無意味だったというわけではなく、調停を利用することで、自らの立場やニーズが明確になり、相手方当事者の立場の違いを理解し、その違いを狭めることができ、調停で収集された情報が有益な結果をもたらす場合もあるとされる。

では、調停に適さないスポーツ紛争はあるのであろうか。たとえば、CASでは、ドーピング違反や懲戒処分などの一定の事件については調停の対象外としている。

「CAS の調停は、原則として契約上の紛争の解決のために行われます。ドーピング問題、八百長、汚職などの懲戒問題に関連する紛争は、CAS 調停から除外されます。ただし、状況に応じて当事者が明示的に合意した場合、他の懲戒事項に関連する紛争が CAS 調停に提出される場合があります。(CAS 調停規則第1条)」。

一方、SDRCCではCASのような制約はない。Godin報告(スライド9)でも触れているが、契

約上の紛争、懲戒処分事案、ドーピング紛争、助成金紛争、代表選考、規則・ガバナンス等の紛争 が調停の対象となっている。

SDRCC は、「10 Years in Review」を発行し、2004年の設立から10年間における利用状況が報告されている。紛争類型は、ドーピング関連が45%を占め、代表選考(26%)、助成金(11%)懲戒事案(4%)という結果となっている。また、SDRCC における ADR の割合は、仲裁(76%)、RF(1%)、調停(9%)、Med/Arb(14%)という結果となっている。最近の報告書(2021年度事業報告)によれば、78件の事件中、ドーピングが50%を占め、不適切な対応事例(暴力・ハラスメント関連の事案)が約18%を占めていた。仲裁(54%)、調停(33%)、RF(15%)という結果となっている。調停や RF の活用が進んでいるのが伺える。なお、Godin 報告(スライド14)では、調停成功率が30%と低下しているようにみえるが、Godin 氏によれば、任意の調停の場合には和解率が90%以上であるということであった。

○調停事案の紹介

Godin 氏報告では、いくつかの調停事案を紹介してもらった。

まず、助成金に関する紛争である。スポーツカナダは、アスリート支援プログラム(Athlete Assistance Program: AAP)を展開している。これは、各国内競技団体が提供する代表チームのトレーニング、競技プログラムへの参加を認め、国際スポーツ大会への参加に係る費用の援助に加え、生活費やトレーニング費用、授業料なども支援するという包括的なプログラムである。授業料のサポートは、アスリートが高等教育を受けるのを支援することを目的としている。AAPは、アスリートに直接財政的支援を提供する唯一のスポーツカナダのプログラムである。この AAP サポートはカーディングとも呼ばれ、この助成を受ける選手はカード付きアスリートと呼ばれる。スポーツカナダによれば、毎年、90人以上のアスリートが AAP サポートを受けているということである。

事案は、大学生選手 A が競技団体からカードの付与が認められたことに対して、ベテラン選手 B もカードの請求を求めた。B としてはオリンピックで最後の走りをしたいということが主な理由であった。このカードの特典としては、月給、授業料、高いレベルのコーチング、理学療法、施設へのアクセスが含まれていた。

Aの要望としては、アルバイトを減らして競技生活に専念したいので、カード資格を得ることでレベルの高いコーチの指導や専用施設の利用が可能となり、生活費や授業料に関する支援が受けられるということであった。一方のBの要望は、既に彼はコーチや施設利用の有資格であり、主として財政的支援やカードアスリートとしての名誉を求めていた。そこで、調停では、協議に参加した競技団体の役員から、将来性のある A についてはコーチや施設利用について特別の計らいをすることが約束されため、残された問題は金銭的な問題のみとなり、そこで、助成金支給額を A、B 間でそれぞれが必要とする額を分け合うという形でこの問題は決着することとなった。

通常、仲裁であれば、AかBどちらが有資格者に相応しいかを証明する戦いとなり、最終的にどちらか一方にのみ資格付与を認めることになっていたはずである。しかし、調停を使うことで、両者は権利主張ではなく、お互いのニーズを確認し合い、両者のニーズが満たされる形で事案を収束

させることができたということである。

また、別の調停事案としてドーピング違反事件での紛争解決ファシリテーション(RF)活用例が紹介された。RF 手続きでは、選手に対して仲裁廷での手続きなどの進め方や必要書類の入手等の情報提供が主な目的となっている。しかし、過去には、この RF プロセスで、新たな証拠を発見し、違反行為が取り消された事案もあったとのことである。また、選手によっては仲裁への控訴を放棄し、次の大会出場に向け、より早期に資格停止の期間を開始してもらうための交渉も行われるようである。ドーピング違反事件での RF は争点の整理を含め、選手に手続きの流れを理解させることができ一定程度の成果がみられるようである。

その他に、代表選考の事案では、同じチーム内で2人の選手が代表枠1枠を争ってた事案が紹介された。彼らは最後に残された1つの代表枠を競っていたが、実際に問題となっていたのは、遠征費の助成枠であった。調停での各当事者との話し合いで分かってきたのは、彼らの共通の目標が、「全ての選手の参加を大会に出場させ、誰れひとりとり残さない」ということであった。そこで、選考から漏れた選手の家族が遠征費を支援するという形で遠征費の問題が解決され、選手の一人が個人競技に参加し、もう一人が団体競技に参加するということでこの紛争は決着した。

これらのストーリーから分かるように、調停によって仲裁とは異なり、柔軟な解決策が案出されている。そこでは、ブレインストーミングとクリエイティビティが重要な鍵となっている。スポーツ界は非常に小さな世界であり、紛争当事者以外でも関係当事者が顔見知り同士の場合が多い。これら関係者の協力によって紛争を解決できる場合も多いという。

カナダの特徴として、小川報告でも触れられていたが、調停が多くのスポーツ紛争で前置されており、わが国では意外とされる分野でも調停が活用されている。

Godin 報告(スライド25)では、調停における5つのベストプラクティスを示している。

- ・紛争当事者の目的・目標、懸念事項(利害関係)を特定する。
- ・当事者にとって共通の重要な目標を使って当事者をひとつにまとめていく。
- ・クリエイティブになる。価値を生み出す方法を探る。
- ・現実的な問題にフォーカスする。これは、ブレインストーミングで出てくるアイディアの中でいかに現実的なものを見出していくかという視点が重要であると解説されていた。
- ・法律は解答ではなく、リソースとして使用する。これは、当事者のどちらが正しいかという議論に 固執するのではなく、法的知識は必要ではあるが、それのみに頼るのではなく、当事者が納得する解決策をいかにして創造していくかが重要とされている。調停は、「法律家の才能を示すショーケース」というように、どれだけ解決策を見出していくかということが法律家としての腕の見せ所といえようか。Godin 氏によれば、スポーツ調停は、商事調停などの専門的な分野に入っていくための調停者の訓練としても非常に優れているという。調停が活用されていない理由として、多くの法律家がスポーツ調停に慣れていないとの指摘もあり、スポーツ調停の可能性を法曹界さらにスポーツ界にも知ってもらうことが肝要といえる。JSAAでは、仲裁研究会を定期的に開催されているが、スポーツ調停の研究会の実施も有用と考えられる。

〇まとめに代えて

わが国の JSAA とカナダの SDRCC では、法定機関の有無など様々な点で異なるが、調停制度の活用はスポーツ界にとっても有益であることは明らかである。今後、日本におけるスポーツ調停の可能性を強く感じるとともに、スポーツ調停研究も進めていく必要があることを感じた。2003年に JSAA が設立されて、20年が経過しようとしている。設立以来、調停がどの程度利用されてきたのか明らかではないが、この20周年を機に、あらためてスポーツ調停の活用について考えてみる時期にあるといえる。

Godin 報告の最後の方にスライドに猫が登場するが、これは彼の飼っている猫で、調停が行き詰った時にはこの猫を見るのだそうです。息抜きといったところでしょうか。メディエーターはユーモアのセンスも忘れてはいけないということでしょう。

今回は、ハラスメント関係の調停については言及されていなかったが、懲戒事案でも調停は有効 に機能するケースもあり、今後、検討必要があると思われる。

今回のセミナーにおいて貴重なご報告を頂いた小川氏、Godin 氏には感謝申し上げるとともに、セミナーご参加いただいた方々には心より感謝する次第である。

(文責:石堂 典秀)

本研究の一部は JSPS 科研費19K01320の助成を受けたものです。

- (1) SDRCC では36人の調停人がリストに掲載されている。ちなみに、スポーツ仲裁裁判所 (CAS) では44名の調停人がリストに掲載されているのに対して、JSAA のスポーツ調停人 候補者リストには206人が掲載されている。
- (2) SDRCC, Resolution Facilitation «http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/dispute-resolution-facilitation»
- (3) Despina Mavromati, Mediation of sports-related disputes: facts, statistics and prospects for CAS mediation procedures, CAS Bulletin2015/2
- (4) Ian Blackshaw, Settling Sports Disputes by CAS Mediation, CAS Bulletin2014/1, p.25
- (5) Max Duthie, Experience of a sports lawyer in mediation, CAS Bulletin2014/1, p.35.
- (6) CAS の調停では、サッカー関連の事案が全体の65%を占めている。サッカー関連の調停の内訳をみてみると、契約関係(25%)、移籍契約問題(64%)、代理人関係の問題(7%)、懲戒事案(4%)という結果となっている(Mavromati, p.30)
- (7) ガバナンス案件とは、SDRCC によれば、「スポーツ組織における不適切な決定・選挙」、「理事による権限の濫用」、「矛盾した規約の解釈」、「スポーツ組織の運営における利益相反行為」「団体への加盟会員組織(クラブ、州組織など)の加盟所属や表彰」が問題となるようである *http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/governance *>。
- (8) SDRCC, 10 Years in Review «http://www.crdsc-sdrcc.ca/eng/documents/SDRCC_10_ Year Review EN FR.pdf»

- (9) 調停事案については下記文献にも詳しく紹介されている (Paul Denis Godin, Sport Mediation: Mediating High-Performance Sports Disputes, Negotiation Journal, January 2017)
- (10) Duthie, supra note 5, p.34.
- (11) Duthie, supra note 5, p.31

資料 1 Sports Dispute and Mediation



スポーツ紛争の具体例/Illustration of Sports Disputes

- スポーツ紛争の代表的なもの(Examples of Major Sports Disputes)
 - 代表選手選考/Athletes Selection
 - 強化指定/助成対象の選手選考/Carding
 - · 競技者資格/Eligibility of Athletes
 - 規律処分に関連する紛争/Disciplinary Matters
 - アンチ・ドーピング規則違反に関する紛争/Anti-Doping Rules Violation

スポーツ紛争の特殊性/Special Characteristics of Sports Disputes

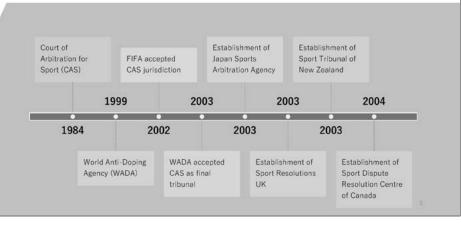
- 迅速な解決の必要性/Demand for Expeditious Dispute Resolution
 - ・10日後の大会に出場できるかどうか?
- 高度な専門性が求められる/Professional Expertise is Required
 - ・規則・規程は複雑な上、競技ごとに異なる (Complicated Rules)
 - すべての競技者に対して公正かつ衡平に適用する必要がある(Need for fair and equitable rules application to every athletes)
 - 全世界的に統一的な規則・規程の適用が求められる(Need for uniform rules application on the global basis)

スポーツ紛争の解決方法/Methods of Resolving Sports Disputes

・裁判、仲裁、調停の比較

	費用/Costs	紛争解決にかか る期間/Length of the procedure	手続の柔軟性 /Flexibility of the procedure	スポーツ紛争の 専門性 Expertise	執行可能性 /Enforceability
裁判/Court	廉価ではない/Not so cheap	時間がかかる /Lengthy	低い Low	高くはない Not so high	高い High
仲裁 Arbitration	裁判よりは安いか 同等/May be less than or as much as court	裁判よりは短い Much less than court	高い High	高い High	高い High
調停 Mediation	裁判より安い /Less than court	裁判よりは短い Much less than court	高い High	高い High	低い Low

スポーツ紛争解決機関の歴史/History of Sports Dispute Resolution Insitutions



What is Sport Dispute Resolution Centre of Canada (SDRCC)?/カナダ・スポーツ紛争解決センター(SDRCC)とは?

- Montréal (Québec)に事務局、Ontario州 法人
- 2004年4月1日に非営利団体(not for profit)として、カナダの連邦法であるAct to Promote Physical Activity and Sport に基づいて設立
- 13名の理事(1名の常勤CEO含む、CEOを除き無給、理事はスポーツ大臣が任命、任期は3年)、CEO含み15名のスタッフ(2011年には僅か5名のスタッフ)
- 予算規模は210万CAD(2億1000万円)程度(2011年は86万CAD程度、当時のレートでは6000~7000万円)



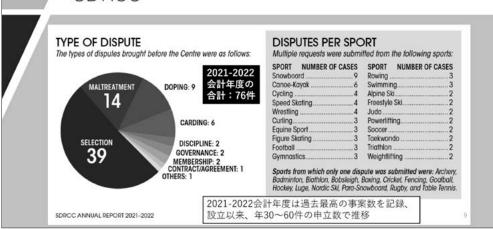


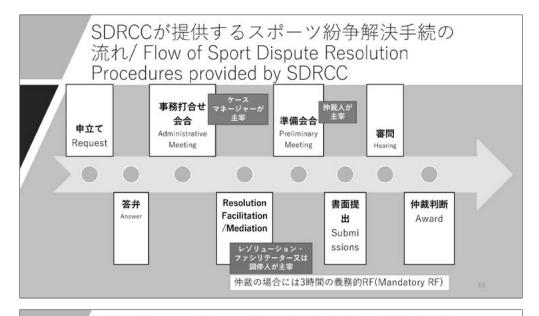
SDRCCが提供するスポーツ紛争解決手続/ Procedures for Sports Dispute Resolution provided by SDRCC

スポーツに関連する紛争について、下記の手続を 提供

- 調停/Mediation
- •解決促進手続(レゾリューション・ファシリテーション)/Resolution Facilitation(RF)
- 仲裁/Arbitration

SDRCCに関する統計/ Statistics of SDRCC





SDRCCのスポーツ紛争解決手続の傾向と独自性/ Uniqueness and Trends of SDRCC's Proceedings

- 仲裁合意は補助金受給のための条件 (arbitration agreements are a condition for governmental subsidy)
- 手続により影響を受ける当事者の参加 (affected party can participate to the proceedings)

SDRCCのスポーツ紛争解決手続の傾向と独自性/ Uniqueness and Trends of SDRCC's Proceedings

 仲裁規則中に立証責任に関する規定 (special provisions on burden of proof in athlete selection cases)

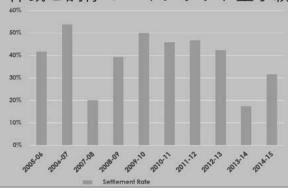
SDRCC規則6.10条

SDNCORMOLOR 競技者がチーム選考又はCardingに関する紛争において申立人である場合、被申立人は、基準が適切に設定され、 紛争となった決定がかかる基準に従ってなされたことを証明する責任を負う。それが証明された後、申立人は、 承認された基準に従って、申立人がCardingに選ばれること、又は、指名されるべきだったことを証明する責任 を負う。それぞれの立証責任は、証明優越によって決定されるものとする。

If an athlete is a Claimant in a team selection or carding dispute, the onus will be on the Respondent to demonstrate that the criteria were appropriately established and that the disputed decision was made in accordance with such criteria. Once that has been established, the onus shall be on the Claimant to demonstrate that the Claimant should have been selected or nominated to carding in accordance with the approved criteria. Each onus shall be determined on a balance of probabilities.

SDRCCのスポーツ紛争解決手続の傾向と独自性/ Uniqueness and Trends of SDRCC's Proceedings

•仲裁と調停のハイブリッド型手続への指向



2005~2015年においては 20~50%程度の和解率

2021-2022会計年度では67 件の申立てがあったが、こ のうち和解に至った事案は 22件で、約33%。虐待 (maltreatment)案件は和解 率が高く、10件中7件が和 解(2021-2022 Annual Report)

左のグラフはFeb.11, 2016に行われた セミナーにおけるMarie-Claude Asselin氏の講演資料より作成

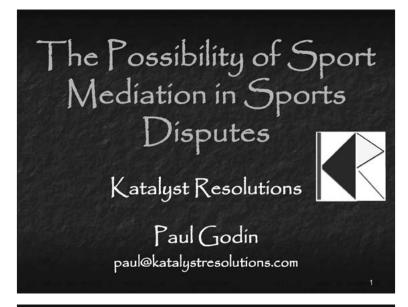
SDRCCのスポーツ紛争解決手続における調停/RFの活用/ Active Use of Mediation/RF in SDRCC's Proceedings

- 仲裁利用時の義務的RF(mandatory RF)
 - ・審問前に3時間の義務的RF(SDRCC規則6.8条)
- ・RFとは?(What is RF?)
 - 紛争の当事者がより効果的にコミュニケーションを図り、合意に向けて努力できるようにするための支援プロセス。具体的には、紛争の性質を明確にし、解決の道筋を明らかにし、利用できるさまざまな選択肢について話し合う。この過程で和解に至っても良いし、仲裁を続けても構わない(非拘束的)
 - レゾリューション・ファシリテーターは、中立的な立場の「手続管理者」で、その役割は、当事者同士がより良いコミュニケーションを取り、円満な和解による紛争解決を図ること
 - 手続は非公開で、手続中の対話、文書などは守秘の対象
 - 通常は電話会議、オンライン会議システムを利用して実施

SDRCCのスポーツ紛争解決手続における調停/RFの活用/ Active Use of Mediation/RF in SDRCC's Proceedings

- Resolution Facilitator/調停人(Mediator) と仲裁人(Arbitrator)との関係
 - RFや調停が不調になった場合、原則として Resolution Facilitatorや調停人は仲裁人となる ことはできない(SDRCC規則4.10条)
- Early RF
 - NSO内部での上訴手続に先行してSDRCCがRF 手続を提供

資料 2 Mediation in Sports Class Chukyo ppt 抄訳版



WELCOME

We acknowledge with respect the ləkwəŋən peoples on whose traditional territory we live and work,

and the Songhees, Esquimalt and WSÁNEĆ peoples whose historical relationships with the land continue to this day.

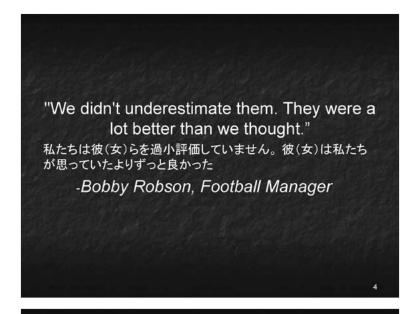
私たちが暮らしている伝統的な領土の人々、リークゲンの人たちについて私たちは 尊敬の念をもっています。

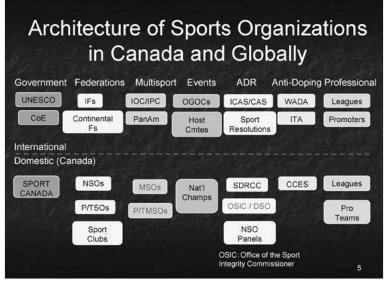
そして、今日までこの土地との歴史的な関係が続いているソンギッシュ、エスキモー 、サーニッチの人々(パンクーパー島南部)についても同様です。

- Intro to sports ADR
 - Who are the players? プレーヤーは誰か?
 - Architecture of Sports Organizations (SDRCC, CAS, OSIC...)

 スポーツ団体の構造
- Types of sports disputes スポーツ紛争のタイプ
- What is different about sports mediation? スポーツ調停の相 きら
 - Challenges and Advantages 調停の課題と利点
 - The importance of understanding interests and developing options
 利害関係を理解し選択肢を生み出すことの重要性
- What can we learn from some actual mediations? 実際の調 停事例から学べること
 - Discussion of actual mediations 実際の調停についての議論
 - Questions for consideration 検討課題

5





SDRCC Sport Dispute Resolution Centre of Canada カナダスポーツ紛争解決センター ■ Types of disputes 紛争のタイプ ■ Dispute resolution processes 紛争解決プロセス ■ The Sport Dispute Resolution Code 紛争解決規則 Provision 10 of the Physical Activity and Sport Act (S.C. 2003, c.2), which created the Sport Dispute Resolution Centre of Canada (SDRCC), dictates the mission of SDRCC as follows: "The mission of the Centre is to provide to the sport community a) a national alternative dispute resolution service for sport disputes; and b) expertise and assistance regarding alternative dispute resolution." カナダのスポーツ紛争解決センター(SDRCC)を創設した身体活動およびスポーツ法(S.C. 2003、c.2)の第 10 条は、SDRCC の使命を次のように定めています。 「センターの使命は、スポーツコミュニティに a) スポーツ紛争の全国的な裁判外紛争解決サービスを提供すること、および b) 裁判外紛争解決に関する専門知識と支援を提供することです。」

SDRCC

- January 2000: Denis Coderre, former Secretary of State (Amateur Sport), initiated a consultancy project to investigate solutions to assist sport community in resolving disputes quickly and efficiently.
- May 2000: The working group submitted its first report, recommending the establishment of a dispute prevention and resolution program.
- **August 2001:** The implementation committee reports to Coderre.
- January 2002: Interim ADRsportRED Program is launched & begins offering dispute resolution services to the sport community at national level.
- March 2003: Federal <u>Bill C-12</u> "Act to promote physical activity and sport"
 is enacted to establish an independent organization whose mission is to provide to the sport community a national alternative dispute resolution service for sport disputes.
- April 2004: The Sport Dispute Resolution Centre of Canada officially opens.
- June 2004: The SDRCC assumes responsibility for hearing the doping cases in Canada.

7

SDRCC

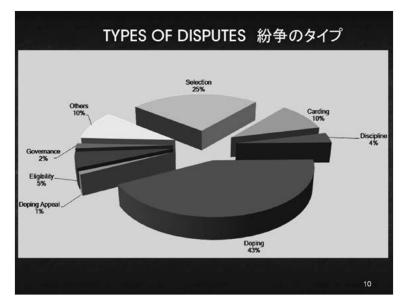
- 2000 年 1 月: 元国務大臣 (アマチュア・スポーツ) の Denis Coderre 氏は、スポーツ・コミュニティが紛争を迅速かつ効率的に解決するのを支援するための解決案を調査するコンサルティング・プロジェクトを開始した。
- 2001 年 8 月: 実施委員会は Coderre氏 に報告した。
- 2002 年 1 月: 暫定的な ADRsportRED プログラムが開始され、全国レベルのスポーツ コミュニティに紛争解決サービスの提供が開始された。
- 2003 年 3 月: 連邦法案 C-12 (「身体活動とスポーツを促進する法律」) が制定され、スポーツコミュニティにスポーツ紛争の全国的な代替紛争解決サービスを提供することを使命とする独立組織が設立された。
- 2004 年 4 月: カナダスポーツ紛争解決センターが正式に開設された。
- 2004 年 6 月: SDRCC は、カナダにおけるドーピング事件の審理を行うことになった。

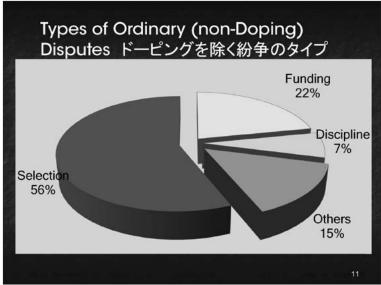
8

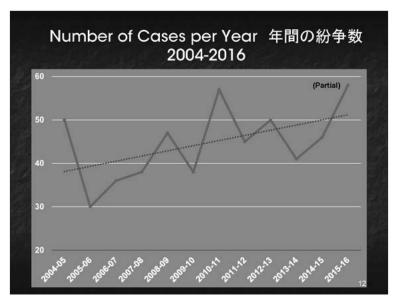
Disputes Potentially Amenable to Mediation

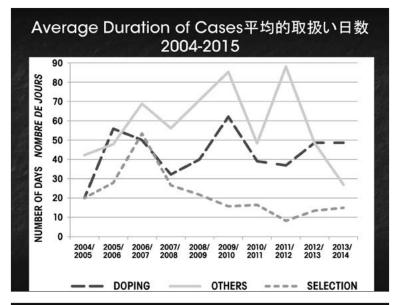
適している紛争

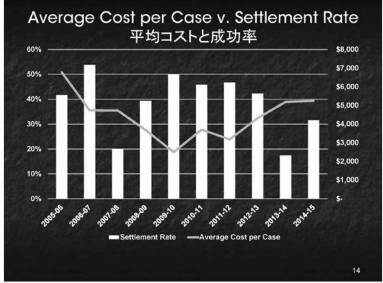
- Contractual disputes 契約上の紛争
- Disciplinary disputes (non-doping related) 懲 戒紛争
- Doping disputes ドーピング紛争
- Funding 助成金紛争
- Team selection 代表選考
- Rules / Governance 規則・ガバナンス

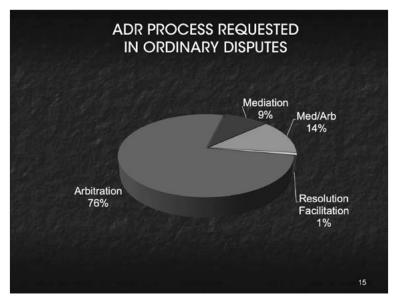












The Court of Arbitration for Sport スポーツ仲裁裁判所(CAS)について Origins 起源 Jurisdiction 管轄権 Structure 構成 Mediation 調停 Ordinary Division 通常部 Anti-Doping Division アンチドーピング部 Appeal Division 控訴部 Ad hoc panels for major events メガイベントのアドホック 仲裁





Challenges of Mediating Sports Disputes?

- · Timing constraints タイミングの制約
- · Highly competitive parties 非常に敵対的な当事者
- High stakes distributive win-lose cases 勝つか負けるか の分配をめぐる利害関係の強いケース
- ・ External policies may govern 外部の政治的な影響
- · Geographic spread of parties 当事者の地理的な距離
- Unrepresented Parties (and minors) 代理人のつかない
- · Disciplinary rules non-negotiable 交渉の余地のない懲 戒ルール
- · Resource imbalance 不均衡なリソース
- Jurisdiction 管轄
- · Public 公衆

Best Practices in Sports Mediation

- Identify the goals and concerns (interests)目標と懸 念事項 (興味) を特定する
- Use core shared goals to unify核となる共通の目標 を統一する
- Be creative. Explore ways to create valueクリエイ ティブに。価値を生み出す方法を探る
- Focus on practical issues現実的な問題に焦点を当 てる

Exercise Instructions 練習課題

- Athlete A (20 year old rising star at U.B.C.)アスリート A (20 歳、ブリティッシュコロンビア大学 の新星)

 Awarded the Card by NSO NSOよりカード付与

 Wants to get to next level in the sport スポーツでさらなるレベルに到達した
- Athlete B (31 year old aging star working full-time) (フルタイムで働く31歳のベテラン選手)
 - Claiming the Card カードの請求
 - Wants one last run at the Olympics 五輪で最後の走りをしたい
- NSO wants best result for the sport スポーツ競技で最高の結果を望
- Card benefits (monthly income, tuition, access to coaching, physiotherapy, facilities)カード特典(月給、授業料、コーチング、理学療法、施設へのアクセス)
- In quads, brainstorm options for 4 mins 4人一組で4分間で選択 肢をブレストしてください。

Brainstorming Approaches

- Do it. See what happens. It works.
- やってみる。何が起こるかみてみる。上手くいくかも。
- Brainstorm the menu early 早い段階でメニューをブレインストーミングする
 - Feeds into first offers 最初のオファーを提供する
 - Offers light for closure challenges 閉ざされた問題に光をあてる
- Brainstorm the log jams 行き詰らせているものをブレインストーミングする
- Brainstorm sub-issues (e.g. relationship)副次的な問題のブレインストーミング (例: 関係性)

22

Best Practices in Sports Mediation

- Identify the goals and concerns (interests)目標と懸案 事項 (利害関心) を特定する
- Use core shared goals to unify核となる共通の目標を用いて まとめていく
- Be creative. Explore ways to create value クリエイティブに。価値を生み出す方法を探る
- Focus on practical issues現実的な問題に焦点を当てる
- Use the law as a resource, not the answer法律を答え としてではなく、リソースとして使用する

23

Lesson 2There is Value Beyond Deal-Making

Before Doping RF's (pre-2008) RFのもとでの ドーピング事案(2008年以前)

Settlement Rate = 73.2%和解率 = 73.2%

After Doping RF's (2008 onwards)

Settlement Rate = 73.2%和解率 = 73.2%

Since 2008- increased resistance 新たな傾向(抵

- More representation by lawyers 弁護士による代理の増加
- Stricter sanctions より厳しい制裁
- Lower proportion of minor cannabis cases 未成年者による大麻事件の影響

Best Practices in Sports Mediation Identify the goals and concerns (interests)目標と懸念事項 (利害関心) を特定する Use core shared goals to unify核となる共通の目標を用いてまとめていく Be creative. Explore ways to create valueクリエイティブに。価値を生み出す方法を探る Focus on practical issues現実的な問題にフォーカスする Use the law as a resource, not the answer法律を答えとしてではなく、リソースとして使用する Kittens